

平成 26 年度 第 1 回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	平成 26 年 7 月 30 日（水）午後 3 時 00 分から午後 5 時 33 分まで
開催場所	保健福祉センター 3 階団体活動室 3
出席者	委員 池川悟会長、市川温子副会長、坂野喜隆委員、手塚崇子委員、 林章委員、小林光代委員、田中卓也委員、谷本滋宣委員、 徳本悟委員 委嘱状交付式 白井市長 伊澤史夫 事務局 市民経済部 伊藤部長 市民活動支援課 川上課長、元田主査補、五十畑主事 欠席者 三浦永司委員 傍聴者 1 名
議 題	1. 白井市市民参加条例について 2. 会議のスケジュールについて
資 料	1. 平成 26 年度第 1 回市民参加推進会議資料 2. 白井市市民参加条例について 3. 平成 26 年度市民参加推進会議の進め方について

（会議趣旨）

- 第 4 期市民参加推進会議委員の委嘱状交付式及び第 1 回市民参加推進会議を開催した。
- 委嘱状交付式の後に、休憩をはさみ、第 1 回会議を開催したが、初回ということもあり、まず、最初に市民参加条例と推進体制としての市民参加推進会議の役割について、委員間で共有する必要があることから、パワーポイントを用いて事務局から 1 時間程度の説明を行った。
- その後、次回以降の会議の進め方や議論の内容、開催スケジュールについて、委員間で意見交換及び調整を行った。

（会議内容）

1. 開会

- 通常、市民参加推進会議は、市民参加推進会議規則により、会長が議長として進行するが、本日は第 1 回会議のため、会長が選出されるまでの間、事務局で議事を進行した。

2. 委嘱状交付式

- 出席委員 9 名に対して、市長から委嘱状を交付（欠席委員については、後日郵送）
- 第 4 期市民参加推進会議委員 10 名の委嘱期間は、平成 26 年 7 月 30 日から平成 29 年 7 月 29 日までの期間であり、第 3 期からの再任者は 4 委員、6 委員が新規委嘱となった。また、女性委員を 3 名委嘱（いずれも新規委嘱）した。

3. 市長あいさつ

- 市民参加推進会議は平成16年に設置され、11年目を迎えた。皆さんには4期目の委員ということで委嘱をさせていただいた。
- 「市民と築く安心で健康なまち しろい」の「市民と築く」の部分には、市民参加の意味が込められている。今まで市民参加を色々な場面で実施し、市民の皆さんとともにまちづくりを行ってきたところである。
- 推進会議委員の皆さんには、市が行っている市民参加について色々な観点から総合評価をいただきたいと思う。これまでも委員の皆さんには様々な角度から評価をいただいております、それを参考にその都度市民参加の在り方を検討させていただいている。
- 私は白井市を市民参加に基づいて、住んで良かった、住み続けたい街づくりを行っていきたくて考えており、どうか皆様のご意見、ご指導を賜りたい。
- まだまだ暑い日が続きますので、どうかご自愛くださるようお願いいたします。

4. 市民参加推進会議の職務について

- 会長、副会長を選出するにあたり、市民参加推進会議の職務について委員が理解・共有する必要があることから、配布資料「市民参加推進会議の職務について」をもとに、概要について事務局が説明
- 質疑なし

5. 会長及び副会長の選出について

- 市民参加会議規則に基づき、会長に池川 悟氏、副会長に市川温子氏が、推薦により選出され、満場一致により決定

会長あいさつ

- 第4期の委員には第3期からの再任者が4名いる。私もその一人で、前の期にやり残したことがある。
- 事業に対する採点が妥当かどうかもその一つ。どのように市民サイドから行政の市民参加について評価し、コメントしていくかについて検討していければ成功だと思う。
- できれば和やかに委員の意見を集約していきたい。いい雰囲気の会議にしていきたいと思う。
- 機会があれば、他市で行っている市民参加推進会議のような事例についての視察といった勉強会・交流会を行いたいと思う。
- 至らない会長ですが、よろしく申し上げます。

副会長あいさつ

- 笑顔で頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議題（１） 市民参加条例について

パワーポイント（別添資料）をもとに事務局が説明

【説明趣旨】

1. 条例制定の背景

- 市民参加を更に充実させる必要があるのは、高齢化による財政需要の増加を担うことができなくなったという財政的な側面、成熟化社会に伴う多様な市民ニーズの中で満足度を高めていくという側面、そして、最も大きなものとして地方分権、市民自治のまちづくりを志向しているところにある。
- 市のまちづくりの将来像に、「安心」を入れているが、安心はあくまでも、主観的なものである。主観的なところは、市民に聞かなくてはわからない。聞くということは、市政の中心となっている。ますます市民の市政への参加が重要となっている。
- 白井市は、市民参加条例を千葉県内でもっとも早く施行したが、後発の市民参加条例に比べると対象事業、範囲が少なくなっているなど、見直しも必要なことも事実である。
- 市民参加条例については、市民の定義は、住民のほか法人、通勤・通学者のほか、土地の利害関係者など、幅広い市民の市民参加を認めている。
- また市民参加というと、市民が、行政に参加する行政参加と地域・市民活動への参加があるが、この市民参加条例で定めているのは、あくまでも市が実施する行政活動の参加にとどめるものである。

2. 市民参加条例の内容

- 市民参加条例は、市民の行政参加である市民参加についての基本的な事項と市政運営に市民意見を反映するための手続きである。
- 市民参加条例は、前文と 28 条で構成されている。
- 市民参加条例の前文は、条例の理念を置くものである。3 段構成で、一般的な地方自治体の役割と本市における市政運営の市民参加の必要性と条例の制定理念である。市では、他に前文のある条例はないが、策定にあたった市民の強い要望により、前文を置いたものである。
- 第 1 章は総則として、基本的な事項について議論をするものである。主に基本理念と用語の定義などをおこなっている。
- 第 2 章は、市民参加の手続きであり、市民参加を行うべき際に最低限必要な守る事項と具体的な方法、実施すべき事項についてである。
- 第 6 条で規定する市民参加の対象事業については、策定の段階においても議論されたことではあるが、後発の条例に比べて対象範囲が狭い、わかりづらい、恣意的に変更できるなどの問題がある。
- なお、市民参加推進会議では、第 6 条に規定する全ての事業について事後評価を行うものである。
- また、市民参加推進会議では、市民参加については必要性和効率性をもとに適切な手法で行うこととしている。また、それらの意見については、全ての市民参加の手法で原則公表するとともに、情報公開コーナー、広報しろいなどで公表することとなっている。

- 第3章は、推進体制としての市民参加推進会議である。市民参加推進会議は、地方自治法に位置付けられる付属機関であり、委員は非常勤特別職である。
- 市民参加推進会議は、市長からの諮問により、第6条に該当する事業の市民参加の実施状況に関する総合的評価のほか、審議をする中で気づいたことについて、会議として答申することができる。
- 答申の結果をもとに、市長が市職員に対して改善を指示しており、年々、細部の改善は図ってきている。
- 委員は、多角的な評価が必要なため、学識経験者、市民活動実践者、市民一般から選出されている。
- 第6条の該当事業は、年々増えており、また、それぞれの事業についても、複数の市民参加の手法を実践している。
- 第4章は雑則であり、広聴活動、市民活動支援、規則への委任である。

3. 市民参加条例の施行後の課題

- 市民参加条例施行後、市民参加を手続きの中にも含みながら、事業の立ち上げを検討する事例が多数となってきている。市民参加条例の該当事業ではなくとも、多くの事業で市民参加を実践している。
- しかし、その内訳をみると、多くは審議会に偏っており、市民参加の方法のバラエティが不足しているため、今後、その他の市民参加の方法の開発とともに、事業に応じて適切に市民参加を実施できるように検討する必要がある。
- また、公募委員については、以前から、性別、地域、年齢に偏りがあるとされており、また、参加する市民の顔ぶれが同じであるという課題が指摘されている。
- 託児サービスの実施など、女性が参加しやすい仕組みや環境を整備してきたが、大幅な増加には至らなかった。今までの取組を続けるとともに、大幅な取り組みの見直しも必要である。
- このため、どのように見直しをしたらよいか、まずは、市の諮問機関の個別の委員構成について調査を行うこととしている。
- また、市民参加条例については、条例の文言整理などを含めて、一部改正を行う必要がある。

委員の主な意見

- 市民参加条例を制定して、10年経った。理念を明記した前文があることなどから、自治基本条例の範疇に属する条例として評価されている場合もあるが、やはり、「市民の意見を聞きながら」という市民参加条例では、市民が主人公であるという本当の意味での市民自治の実現には限界があるように感じている。
- 市は、市民参加条例を見直すことを検討しているということであるが、見直すのであれば、条例の趣旨を鑑み、もっと大幅に内容を拡充するか、新たに自治基本条例を制定するという事も検討できるのではないかと。
- 対象事業をどう捉えていくかということがこれからの問題であると感じた。例えば、この市民参加条例では、条例は対象となることが多いが、条例にするか、それ以外の方法

にするかは、行政の姿勢一つで決まってしまう、穿った見方をすれば、対象としない方法はいくらでもある。白井市には、「どういう場合には、条例・規則を定めなくてはいけない。」という立法方針が定まっていなくても見えることから、条例の見直しと併せて、市としてそのような環境整備を整えることも必要なのではないかと。

- 例えば、情報公開についても、白井市は、情報公開条例を早々と整備したが、情報公開をしないようにするためには、保存する指定の文書をつくらなければよいとする抜け道がいくらでもある。現在の公文書の取扱いは、文書管理規定で定めているだけである。このようなことに恣意性を持たせないよう、公文書の扱いを総合的に定める公文書管理条例の整備などが必要なのではないかと。
- 以前から、「情報なければ参加なし」と言われているように、市民参加については行政からの情報提供は必須の事柄であり関係が深い。今までの情報公開条例などの制定趣旨は、個人情報の保護というところに主眼が置かれていた。情報活用というようなものも広がっているところであるので、そのような市民参加を目指した情報提供ということも、今後議論していくのも良いと思う。
- 10年前に制定した際には、先駆的であったということであるが、10年を経て、条例の課題や問題点として、事務局からの説明があったが、千葉県でも市民参加条例がその後制定されていないということは、本質的にやはり条例の内容についても陳腐化しているところがあると思う。
- 例えば、「参加する市民の顔ぶれが同じ」という課題については、市民参加といった際の市民をどのレベルとして捉えているのかということもある。参加している市民の意見とその他の多くの市民の意見とが異なる場合もあると思う。その際に、本来条例が求めている市民の参加が守られているのかなど、千葉県でも最初にできた条例なので、攻めても良いと思う。
- 事務局からの説明で、市の審議会の委員における女性の比率は少ないが、子どもの審議会などでは、女性の比率が多いという話があった。例えば、女性については、「家庭」に関することについては、一般的に関心が強い人が多い。市の事業の多くは、市民の日常生活である「家庭」とも関係の深い事業である。しかし、その事業には、多くの女性の関心が低い。ここをどのように、構造的に結び付けていき、問題意識、市民が参加するための環境づくりとしていくかが問われている。
- 会議の日程等についても、女性でも参加しやすいような日時を選択するなど、環境を整えていくことも必要。
- 評価は難しい。第3期の自分のことを鑑みると、学習が進捗するに従い、1年目と3年目では考え方に深化があった。今回、事務局の説明だけでは、難しいと思うが、徐々に評価を続けることで、より深い内容について審議できればよいと思う。市への提言についても、委員全員で相談しながら行っていきたいと思う。

池川会長

- 私は第3期の委員だったが、最初は説明されたことの半分も理解できない状況だった。だが、会議を行っているうちに後から少しずつわかるようになってきた。
- 本日意見があったものは、この市民参加推進会議の役割を大きく超えるものもあった。

この市民参加推進会議は、事務局から本日説明があったように、「市民参加の推進について」市に提言することも役割の一つであるが、基本的にはこの市民参加条例の見直しなどに拠るものであり、他の条例の制定の中身について議論するというものは枝葉の話である。

- この市民参加推進会議は、事業の市民参加のあり方については評価しているが、その施策、政策の中身については議論をできない。つまり手法の評価しかできない。しかし、その中で、こうした方が良いのでは。と提案することで、よりよい市民参加が達成されるということが、昨期の経験としてわかったところである。
- 今回は、いろいろな意見があったが、まずは、昨年度に市が実施した事業における市民参加の評価をるところからはじめ、そのうえで、どのようなところを見直しすべきか。ということについて議論したほうが良いと思うし、そのように進めていきたい。

議題（2） 会議のスケジュールについて

以下の日程・内容で会議を行うことを決定

	開始日時	場 所	内 容
第2回会議	8月27日（水） 午後3時から	市役所 4階 会議室2	・答申書の作成手順について ・総合的評価の評価方法について（模擬評価）
第3回会議	10月3日（金） 午後3時から	市役所 3階 会議室2	・総合的評価について
第4回会議	10月22日（水） 午後3時から	市役所 3階 会議室2	・総合的評価について
第5回会議	11月26日（水） 午後3時から	市役所 3階 会議室2	・平成26年度答申のまとめについて ・次年度以降の審議の方向性について
	11月～12月頃 12月～1月頃		・市長に答申書提出 ・広報しろい等で公表
第6回会議	日時未定	場所未定	・答申と次年度以降の審議の方向性について

- 次回、第2回会議においては、評価の仕方を学習する。評価対象事業のうち1事業について事務局の説明を交えながら、委員それぞれが評価し、会議を通じて評価を決定する。
- 第3回、第4回会議は、残りの5事業について評価を行う。評価にあたっては、第2回会議の後、評価対象事業である5事業について、各委員が自宅で評価を行い、期限までに事務局に提出する。提出された評価をもとに、事務局は第3回、第4回会議の資料を作成し、自宅に送付する。
- 第2回と第3回会議については、各委員が評価を行う時間と、資料をとりまとめる必要があることから、1月程度の日程間が望ましい。また、第3回、第4回は同一資料により評価を行う都合、日程に開きがない方が望ましい。
- 第5回会議は、第2回から第4回のまとめと、主に答申の文言整理を行う。
- 第6回会議は、答申後の開催となるが、次年度以降の審議の内容、方向性について検討を行う。第6回会議は、進捗状況により、実施時期を変更するため、予定では年明けを

予定しているが、流動的なため、開催日時は未定とする。

その他

市民参加推進会議の進め方について

- 市民参加推進会議における事業の総合的評価は、事業の内容、必要性について議論を行わない。原則として、当該事業の市民参加の方法・やり方についてのみ評価を行うこととする。
- 会議録は、市民にわかりやすく伝えるために、概要録とする。(逐語録は作成しない。)
- 会議日程、会議資料・提出課題の相互のやりとりについては、原則インターネットメールを用い、作業の省力化に努める。ただし、会議資料及び前回会議録は、会議前にあらかじめ郵送する。
- 委員報酬については、原則会議一か月以内に入金する。入金は記帳により確認することとし、一か月以内に入金のないときは、事務局に連絡をする。

[第1回会議終了 午後5時33分]